



大総文発第14号
令和4年7月20日

東大和市個人情報保護審議会
会長 殿

東大和市長
尾崎 保夫



個人情報の取扱いについて（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。

記

- 1 AI-OCR システム利用事務におけるオンライン結合について
- 2 商店街アート事業の委託について
- 3 東大和市都市マスタープランに関する事務の委託について
- 4 東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子について
- 5 委託先の変更について

諮詢 4 東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子について

（文書課）

- （1）個人情報保護制度の運営に関する重要事項（第43条第2項第1号による諮詢）

＜諮詢の理由＞

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、東大和市個人情報保護条例の廃止を行い、令和5年4月から法により委任された事項を定める東大和市個人情報保護法施行条例（案）を施行する必要がある。制定に当たり、骨子等について、諮詢を行いたい。

第19号様式（第5.2.(13)）

第 号
令和4年7月20日

東大和市個人情報保護審議会
会長 殿

東大和市長
尾崎 保夫

審議会諮問書（個人情報保護制度の運営に関する重要事項等）

次のとおり個人情報保護制度の運営に関する重要事項等について、東大和市個人情報保護条例第43条第2項の規定に基づき、意見を求める。

1 諒問事項該当条項	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第43条第2項1号 「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」 <input type="checkbox"/> 条例第43条第2項2号 「条例第43条第2項1号に掲げるもののほか、審議会に諮ることが適當と認める事項」
2 諒問の内容	<東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子について> 社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通を図るために、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律（以下「法」と言います。）が改正されました。 これに伴い、東大和市個人情報保護条例の廃止を行い、令和5年4月から法により委任された事項を定める東大和市個人情報保護法施行条例（案）を施行する必要があります。今回、東大和市個人情報保護法施行条例（案）の制定に当たり、以下の骨子等についてご審議いただきたく諮問します。 1 要配慮個人情報について（法第2条第3項、法第60条第5項） 2 個人情報ファイル簿の作成及び公表について（法第75条第1項） 3 本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置について【独自の保護措置】（法第76条第2項、法第77条） 4 不開示情報について【独自の保護措置】（法第78条第2項） 5 保有個人情報開示請求の開示決定等の期限及び期間延長について【独自の保護措置】（法第83条） 6 手数料等について【独自の保護措置】（法第89条第2項） 7 東大和市個人情報保護審議会への諮問について（法第129条） 8 行政機関等匿名加工情報制度について（法第60条第3項・第4項、法第109条～法第123条、附則第7条） 9 その他の報告事項について
3 諒問した実施機関の担当課	総務部 文書課
4 備考	

1 要配慮個人情報について（法第2条第3項、法第60条第5項）

法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれるものと定義している。

法で規定する要配慮個人情報のほかに、地域の特性その他の事情に応じて、条例で要配慮個人情報を定めることも可能である。例えば、LGBT（性的少数者の性的指向、性自認）に関する事項、生活保護の受給、DV（配偶者等から暴力を受けていること）、虐待に関する情報が想定される。

ただし、条例で要配慮個人情報を追加したとしても、収集の制限の規定は認められていないため、特に注意をすべきであるという意識を強調する効果はあっても、実務に与える影響はないと考えられる。

現在の条例では要配慮個人情報を「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」（条例第2条第4号）と規定している。

市では現在の条例が法と同等の定義であり、条例で要配慮個人情報を追加したとしても、実務に与える影響がないため、新たに条例で要配慮個人情報を規定する必要はないと考えるが、どのように考えるか。

2 個人情報ファイル簿の作成及び公表について（法第75条第1項）

法では、本人の数が政令で定める1,000人以上の個人情報ファイルについて、個人情報のファイル単位に個人情報ファイル簿の作成・公表をしなければならないと規定している。

この立法趣旨は、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようとするためである。

現在の条例では、実施機関が個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の際は、事務単位で個人情報取扱事務届出書を作成し、市長に届け出る。（条例第7条）個人情報取扱事務届出書は、個人情報保護審議会で報告され、また、一覧表形式にまとめた目録を市役所3階の市政情報コーナーで公表している。

市では、事務単位で作成してきた個人情報取扱事務届出書を廃止し、法に則り、新たに個人情報ファイル簿のみの作成・公表を考えている。

また、本人の数が政令で定める1,000人に満たない個人情報ファイルについては、作成・公表の対象外であるが、本人の数が100件を超える漏えいは個人情報保護委員会への報告義務がある。これまで、個人情報取扱事務届出書を作成してきた経過も踏まえ、100件以上1,000件未満の個人情報ファイルについては、条例に規定する事項ではないが、実務上一覧表の作成・公表も考えられるが、どのように考えるか。

参考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルとは、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を検索することができるように体系的に構成した情報の集合物である。電算処理ファイルだけでなく、紙のファイルも含まれる。

個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル単位に法で定められた項目（個人情報ファイルの名称、組織の名称、利用目的、記録項目、記録情報の収集方法等）を記載した帳簿である。

3 本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置について【独自の保護措置】(法第76条第2項、法第90条第2項、法第98条第2項)

法では、法定代理人の開示請求以外に、本人の委任による代理人（任意代理人）の開示請求を認めている。

現在の市の条例では、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。」（条例第14条）と規定している。本人及び法定代理人の保有個人情報開示請求は認めているが、任意代理人の請求は認めていない状況である。

市では、なりすまし等による開示等請求制度の悪用を防止する観点から、任意代理人から開示請求等があった場合においては、特に必要と認めるときは、本人の意思を確認することができる規定を設けたいと考えている。本人に対して確認書を送付し、返信をもって本人の意思を確認するなど慎重に手続を行いたいが、どう考えるか。

4 不開示情報について【独自の保護措置】(法第78条第2項)

法では、保有個人情報のうち法第78条第1項各号に掲げる情報を不開示としている。これは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報とほぼ同様のものとなっている。しかし、地方公共団体の情報公開条例で定められている不開示情報は、必ずしも法と同じ内容となっていないことから、条例で定めることにより、情報公開条例との整合を図ることができることとされている。

情報公開条例との整合を図るため、市では、法が規定する不開示情報のほかに、東大和市情報公開条例第7条第1号（法令秘情報）及び同条第7号（任意提供情報）に掲げる情報を不開示情報としたいが、どのように考えるか。

参考

個人情報保護法の不開示情報（概要）	情報公開条例の非公開情報（概要）
なし	(1) 法令及び条例の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
(1) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (2) 開示請求者以外の個人に関する情報。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ 公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	(2) 個人に関する情報ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分
(3) 法人等に関する情報であって、次に掲げるものの。 イ 法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの	(3) 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。

<p>(4) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p>	<p>なし。市町村に一般的に適用されない。</p>
<p>(5) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p>	<p>(4) 人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報</p>
<p>(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>なし。</p>	<p>(7) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のものが、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報</p>

5 保有個人情報開示請求の開示決定等の期限及び期限延長について【独自の保護措置】(法第83条)

法では、保有個人情報開示請求から開示決定等までの期限を30日間、期限延長は最大で30日間と規定している。

現在の条例では、開示決定等の期限は、開示請求があった日から14日以内とし、やむを得ない理由により、期限内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から45日を限度としてその期限の延長が認められている。

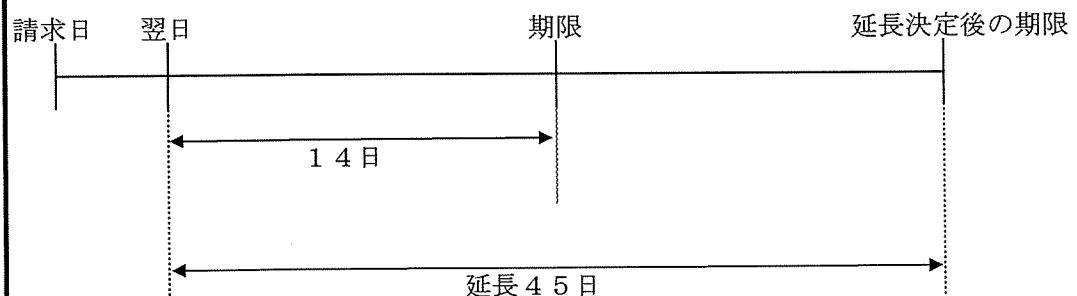
保有個人情報開示請求の決定に当たっては、期限間際の決定をすることや、また第三者保護に関する手続を実施する際は、延長決定となってしまう現状がある。

このような状況ではあるが、年間の個人情報開示請求の件数が15件前後であることや、情報公開条例による情報公開請求の公開決定等の期限等も、現在の保有個人情報開示請求と同じであること。また、決定等の期限が伸びることについて、市民の理解が得られるかという懸念もある。

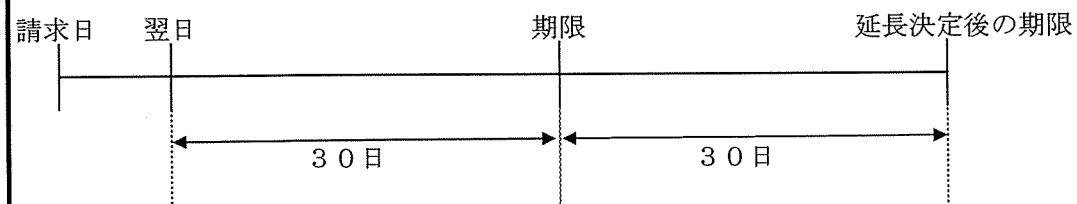
開示決定等の期限は、現在の条例と同様に14日間とし、期限延長は最大で30日間（開示請求から最大で44日間）する案と、当市の現在の状況を考慮し、他市の動向を注視した上で、開示決定等の期限についても法に合わせる案も考えられる。法に合わせた場合は、情報公開請求の開示決定等の期限にも影響を及ぼす可能性がある。以上について、どのように考えるか。

参考

(1) 現在の条例による開示請求等の期限（情報公開条例による情報公開請求も同様）



(2) 法律による開示請求等の期限（条例で処理期限を定めない場合）



6 手数料等について【独自の保護措置】(法第89条第2項)

法では、条例で定めるところにより、個人情報の開示請求に際して、実費の範囲内において、手数料を徴収することができると規定しており、開示請求に係る費用について条例で定める必要がある。

現在の条例では、「保有個人情報が記録された行政文書に係る閲覧及び視聴の手数料は、無料とする。」(条例第25条第1項)と規定している。また、「保有個人情報が記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。」(条例第25条第2項)と規定している。

市では、開示請求に係る手数料をこれまでどおり無料とし、写しの交付を受ける者は、これまでどおり写しの作成及び送付に要する費用を負担することを規定したいと考えている。また、現行の条例のとおり、写しの交付を受ける者が生活保護受給者である場合は、写しの作成に要する費用を免除したいが、どう考えるか。

参考

写しの作成に要する費用

(東大和市個人情報保護条例施行規則 別表 (第20条関係))

行政文書の種類	写しの種類	金額
文書、図画及び写真	複写 (黒単色) A列3番以下	1枚につき 10円
文書、図画及び写真	複写 (多色) A列3番以下	1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスク	1枚につき 100円

7 東大和市個人情報保護審議会への諮問について（法第129条）

法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに、個人情報保護審議会に諮問することができるとされている。国は、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、次の場合を想定している。

①定型的な案件の取扱いについて、専門的な知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合。

②地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合・法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合。

また、法が社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を国の個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みとなった。今まで諮問を行ってきた個人情報事務の委託、目的外利用・提供、オンライン結合等について、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることは、認められないとしている。法の規律と解釈の一元化という法の趣旨に反するとされている。

市では、高度な専門性や市民感覚を踏まえた視点を確保するため、東大和市個人情報保護審議会を引き続き設置し、法施行条例の改正など個人情報保護制度の重要事項について必要に応じ諮問し、また、法施行条例の運用状況（個人情報ファイル簿の状況、開示・停止・利用停止決定の状況、不服申立ての状況など）を事後的に検証するため、報告を行いたいが、どのように考えるか。

8 行政機関等匿名加工情報制度（法第60条第3項・第4項、法第109条～法第123条、附則第7条）

法では、行政機関等匿名加工情報（特定の個人を識別できないように加工した個人情報）を民間企業等に提供できる制度が規定されている。本規定の適用については、経過措置で、当分の間、都道府県・指定都市以外の地方公共団体には任意とされている。

平成28年に非識別加工情報の提供制度が導入され、行政機関、独立行政法人で同制度の運用が開始された。地方公共団体で整備をしたのは、和歌山県、鳥取県及び市区町村5団体にとどまる。なお、本制度に基づき提供されたことが確認できている事案は、令和3年5月時点で、独立行政法人が1件、地方公共団体で1件であり、あまり活用が進んでいない状況である。

独立行政法人の1件については、令和元年に住宅金融支援機構が保有する個人の年収や借入額を含む100万件以上の情報が匿名加工され、住信SBIネット銀行に提供されたものであり、幅広い顧客層に安価で良質な住宅ローンを提供するために、AI審査モデルの構築に活用するとしている。

地方公共団体の1件は、令和2年に千葉県の市川市で市内の介護サービス利用者1万3,000人分の介護度などの情報を匿名加工したものを株式会社エクサウイザーズに提供し、同社では介護費、医療費及び要介護度を予測するために利用するとしている。¹

市では、活用があまり進んでいない状況であることと、制度導入に当たり検討に時間を要するため条例施行時点での導入を見送りたいが、どう考えるか。

参考

提案制度の主な事務の流れ

- 1 行政機関の長が提案の募集を行う。
- 2 民間企業等が提案を行う。
- 3 行政機関の長が提案の審査及び審査結果を通知する。
- 4 契約を締結する。
- 5 民間企業等が手数料を納付する。
- 6 行政機関の長が行政機関等匿名加工情報を提供する。

¹ 渡邊涼介著「デジタル改革関連法で変わる自治体の個人情報保護対応」ぎょうせい P169、P183
総務省自治行政局地域情報政策室 地方自治情報管理概要（令和元年度）

9 その他の報告事項について

次の項目については、法により一律に規定するものであり、報告事項とさせていただくものである。

(1) 実施機関（法第2条第11項第2号）

「実施機関」は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会となる。現行の条例では、実施機関としている議会（議会事務局を含む。）については、国会が法の対象ではないことから、条例の実施機関に含まれられない。

(2) 死者に関する情報（法第2条第1項）

法で定義する「個人情報」には死者は含まれない。現行の条例でも「個人情報」には死者を含めていないので、取扱いに変更はない。

(3) 容易照合性（個人情報）（法第2条第1項第1号）

法では、個人情報の定義に他の情報との照合に関して「容易」にという条件が追加された。条例と表現の違いはありますが、内容は同じであるため、取扱いに変更はない。